

(3) 教育

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	大石武学流庭園の調査、普及及び活用
取組の内容	圏域内の指定名勝及び登録記念物の庭園を核として、大石武学流庭園の掘り起こしを行い、津軽独自の庭園文化の普及及び活用を図る。
中心市（甲）の役割	大石武学流庭園の調査、普及及び活用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して大石武学流庭園の調査、普及及び活用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

事業名	大石武学流庭園調査・活用事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市					
現状と課題	庭園の多くは個人所有であり、生活様式の変化や少子高齢化等により一部改変や存続自体が危ぶまれる状態にある。また、独自の流派として継承されてきた大石武学流庭園の文化財的価値は高いものの、その価値を知る市民や観光客はごく一部である。					
事業内容	・圏域内に現存する大石武学流庭園の現況を確認し、また価値が高いと認められた庭園について詳細な調査を実施する。 ・文化財的な価値が高い庭園、または公開可能な庭園を選出し、広域の共通マップを作成し、圏域観光に資するよう情報発信する。					
効 果	大石武学流庭園の存在や価値の普及啓発することで庭園そのものが保存継承されるようになり、同時に新たな広域観光商品を掘り起こすことにより新規の誘客が期待できる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合 計
調査						
情報発信						
事業費見込額 (千円)				1,664	2,683	4,347
特定財源等	無し					

(3) 教育

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）における修理修景等事業及び活用事業の推進
取組の内容	圏域内で甲乙に所在する両重伝建地区に対する愛情・誇り・一体感を醸成し、圏域外からの観光客の流入と周遊を図るため、修理修景等事業の推進及び圏域内外への情報発信等の広報活動に取り組む。
中心市（甲）の役割	甲に所在する重伝建地区内の修理修景等事業を推進する。また、圏域内外への両重伝建地区の情報発信等の広報活動に取り組むとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	乙に所在する重伝建地区内の修理修景等事業を推進する。また、甲と連携し圏域内外への両重伝建地区の情報発信等の広報活動に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

事業名	重要伝統的建造物群保存地区修理修景等及び活用事業					
関係市町村	弘前市、黒石市					
現状と課題	重伝建地区において、生活様式の変化に伴う改修を求める事例が発生したり、少子高齢化に伴う空き家化などにより、年々町並み保全が困難になってきている。地区としてのマイナス面が顕在化することにより、住民自身の町並み保護意識が希薄になるという課題を抱えている。					
事業内容	・貴重な伝統的建造物の保存修理、町並み保存に寄与する新築等の修景を積極的に進めるため、地区住民への補助等の支援を実施する。 ・種別の異なる両重伝建地区の特徴をアピールする共通パンフレットを作成し、効果的な情報発信を試みる。					
効 果	町並みを健全に保全しながら観光客の流入を図ることにより、地区住民の保護意識の醸成が図られるとともに、地域経済の活性化にも貢献する。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合 計
修理修景						
情報発信						
事業費見込額 (千円)				13,917	15,360	29,277
特定財源等	伝統的建造物群保存事業費補助金					

（7）環境

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	使用済小型家電リサイクルの促進
取組の内容	圏域における使用済小型家電の再資源化を住民に啓発するとともに、使用済小型家電を効率的にリサイクルする体制を整備する。
中心市（甲）の役割	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）にのっとり、使用済小型家電のリサイクルを効率的に促進するため、調査・研究を行うとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して、使用済小型家電のリサイクル促進を図るとともに、必要な経費を負担する。

事業名	使用済小型家電リサイクル事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	・一般家庭から排出される使用済の小型家電には、有用な貴金属などが含まれているが、これまでは「燃やせないごみ」や「大型ごみ」として排出され、その多くは埋立処分されている。 ・使用済小型家電のリサイクルを効率的に促進するためには、費用対効果などの課題が考えられる。					
事業内容	・圏域内の廃棄物処理施設でのピックアップ回収を行う。 ・圏域住民への使用済小型家電の再資源化啓発の方法の検討を行う。 ・圏域内の公共施設などへ設置された回収ボックスによる拠点回収の効率化に向けた方法の検討を行う。					
効 果	効率的な回収を実施することで、有用な資源が再資源化されるとともに、最終処分場の延命化や処理経費の削減などが図られる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合 計
ピックアップ回収						黒石施設組合 は H26 から
啓発方法等検討						
啓発等実施						
事業費見込額 (千円)				311	311	622
特定財源等	※事業費は弘環組合でのピックアップ回収経費への構成市町村負担金					

(8) その他

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	消費生活相談体制の広域的対応
取組の内容	圏域における消費生活相談を広域的に行うことにより、住民サービスの向上を図る。
中心市（甲）の役割	圏域の消費生活相談窓口を弘前市市民生活センターとし、消費者の安全確保に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して消費者の安全確保に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

事業名	弘前圏域消費生活相談事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	・近年の消費生活相談の内容は、複雑、多様化しており、相談員も専門的な知識を必要とすることが多い。 ・圏域市町村の中で消費生活センターを設置しているのは弘前市のみで、各市町村が消費生活センターを設置し、専門相談員を配置するのは財政的・人材的な面で困難な状況にある。					
事業内容	・圏域における消費生活相談の窓口を弘前市市民生活センターとする。 ・消費者の安全確保を図るため、消費生活に関する諸問題を解決できるよう相談を受け、助言を行うとともに、被害を未然に防止するために必要な情報を提供する。 ・そのほか、相談員の研修及び情報収集等の業務を行い、相談窓口の体制を充実させる。					
効 果	圏域市町村が単独で消費生活センターを設置するよりも経費の負担が軽減され、専門の消費生活相談員が確保される。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合 計
相談業務						
市町村への周知						
事業費見込額 (千円)				7,129	7,129	14,258
特定財源等	青森県消費者行政活性化事業費補助金					

3 圏域マネジメントシステム能力の強化に係る具体的取組 (2)

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	電算システムの共同利用
取組の内容	電算システムの共同利用により、コストの削減、利便性、効率化、セキュリティの向上、災害時の業務継続における対応力の強化を図る。
中心市（甲）の役割	市町村間の調整を図りながら電算システムの共同利用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して電算システムの共同利用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

事業名	電算システム共同利用推進事業					
関係市町村	弘前市、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	厳しい財政状況が続く圏域の各自治体においては、経常的経費で多額な電算システム費用の削減を図ることが大きな課題となっており、社会保障・税番号制度への対応についても、大規模なシステム改修と多額の改修費用が見込まれている。また、東日本大震災を教訓に、電算システムの運用やデータ保管における災害対策の強化を図る必要がある。					
事業内容	住民記録系業務、税系業務、福祉業務等を対象とした電算システムを共同利用する。					
効 果	災害対策の強化とセキュリティの向上等が図られるとともに、経費を削減することができる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合 計
共同利用の実施						
共同利用の協議						
事業費見込額 (千円)				354,282	354,282	708,564
特定財源等						